

要望等に対する回答について

(様式2)

要望年月日: 令和4年6月13日
 要望団体名: 岩手県建設関連業団体連合会

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後の対応	左の事由
1. 公共事業予算の確保について	<p>県では、これまでも政府予算提言・要望において、地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保するとともに、直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するよう国に要望してきたところであり、その結果、県土整備部の予算としては、前年度の2月補正を含む実行予算では、2年連続で震災前を上回る規模となっています。</p> <p>また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、必要な予算を確保し、その取組を計画的に推進するよう国に要望しているところです。</p> <p>県としては、今後も公共事業関係費の確保について、国に提言・要望していきます。</p>	B		
2. 県内建設関連企業への積極的発注拡大について (1) 条件付一般競争入札資格基準等の見直しについて	<p>現行10地区の地域要件の見直しについては、広域振興局単位とすることによる入札機会の増加や、競合環境の変化などによる影響について、意見交換会などを通じて建設関連業の皆様から意見を伺い、適切な運用となるよう必要な検討をしていきます。</p>	C		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後の対応	左の事由
<p>2. 県内建設関連企業への積極的発注拡大について (2) 簡易総合評価落札方式入札について</p>	<p>対象業務の当初設計金額については、平成30年度の貴団体からの要望を踏まえ、令和元年度から現制度の500万円以上に対象業務を拡大したところですが、今後も本県の入札状況を注視し、より良い制度運用に努めていきます。</p> <p>(C)</p> <p>失格基準価格制度については、これまで試行として運用してきた本制度を検証しつつ、建設関連業の皆様から意見を伺いながら、他県の状況も踏まえ最適な制度の確立に努めていきます。(C)</p> <p>業務評価点の配点については、公平性のある評価となるよう、ご意見を踏まえながら最適な制度の確立に努めていきます。(C)</p> <p>配置予定管理技術者の専任性については、公平性のある評価となるよう、ご意見を踏まえながら最適な制度の確立に努めていきます。(C)</p> <p>共同設計方式については、業務の内容、規模、難易度等を考慮した上で、一定規模以上の業務に対して、平成26年度から認めており、更に平成30年6月以降に入札公告を行う土砂災害防止法に基づく基礎調査業務については、規模等に関わらず、原則、共同設計方式を導入しているところです。実績を重ねる中で最適な制度の確立に努めていきます。(B)</p> <p>一括審査方式については、本県での制度導入の有効性を見極める必要があり、今後も国や他県の動向を注視していきます。(C)</p>	<p>B : 1 C : 5</p>		
<p>3. 働き方改革と担い手確保について (1) 最低制限価格の引き上げについて</p>	<p>これまでも同様の要望を頂戴しているところであり、他の地方自治体の動向を調査したところ、東北6県で見ても当県の最低制限価格の実態が乖離しているとは言えない状況であることから、引き続き国等の動向を注視しながら、最低制限価格の見直しについては、必要に応じて検討していきたいと考えています。</p>	<p>C</p>		
<p>3. 働き方改革と担い手確保について (2) ワーク・ライフ・バランスの改善及び魅力ある職場づくりに向けた支援について</p>	<p>年度当初からの予算執行の徹底、繰越明許費の適切な活用による年度末の業務の集中を回避するといった予算執行上の工夫等により、適正な履行期間を確保しつつ、業務の履行期間の平準化や履行期限の分散化に取り組んでいます。</p> <p>Webによる確認検査や打合せについては、行政情報ネットワークの見直しを進めているところであり、整備状況を見極めながら対応を検討してまいります。</p>	<p>B</p>		

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後の対応	左の事由
4. ICT等新技術を活用した生産性向上について	<p>県では、国が提唱するi-Constructionの取組に呼応し、県内建設現場においてICT活用工事の導入等の取組を進めているところです。</p> <p>今後、県内において、i-Constructionの一層の普及と拡大を図るためには、調査・測量・設計段階から3次元による測量及び設計データを作成する業務を実施していく必要があると認識しており、国や他県の取組を参考としながら、今年度、BIM/CIM活用業務実施要領の策定を予定しています。</p>	B		
5. 橋梁補修・耐震補強設計の積算基準について	<p>橋梁補修・耐震補強設計歩掛の整備については、受発注者双方において働き方改革等の観点から、過重労働の解決に資する手段の一つであると認識しています。</p> <p>しかし、補修・補強の対象となる橋梁の構造形式や現場状況、劣化具合等が多岐にわたり、統一的な歩掛を設定することは困難な状況であることから、今後も国や他県の動向を注視していきます。</p>	C		
6. 災害時応急対策業務に関する協定について	<p>大規模災害発生時における対応については、あらかじめ、各団体が担う業務を決めておき、相互に明確な状態で動いていくことが大事であると考えております。</p> <p>昨年度は、(一社)日本補償コンサルタント協会東北支部岩手県部会と災害発生時の対応について意見交換を行ったところであり、今後も協定内容等について、御意見を伺いながら調整し、協定の締結に向けた検討を継続して進めていきたいと考えております。</p>	B		
7. 設計業務と工事監理業務の同一設計者への発注について	<p>(1) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)の趣旨に鑑み、より透明性、客観性の高い契約関係を構築するため、県土整備部が発注する工事監理業務については、平成17年4月から原則として競争入札による発注を行っておりますが、特殊な技術・工法が用いられている等の理由がある場合は、設計業務を受注した者と工事監理業務を随意契約しています。(C)</p> <p>設計者と工事監理者が異なる場合は、県の担当者を通じて設計意図を伝達してきておりますが、今後も情報共有を積極的に図りながら、設計意図の伝達が適切になされるよう努めていきます。(C)</p> <p>(2) 工事監理対象工事の工期の延長が、工事の内容変更を伴うもの場合は、実態に応じて変更契約を行っております。(A)</p>	A : 1 C : 2		

※ 「県政への反映区分」は別紙のとおり

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満したしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満したしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満したしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満したすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満したすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満していないもの （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類